

第72回税理士試験 法人税法解答速報 第1版(2022年8月5日 13:00現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。 また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1 (1)①

| 非支配目的株式等とは、 <u>内国法人(その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。)が他の内</u> |
|--|
| 国法人の発行済株式等(当該他の内国法人が有する自己株式等を除く。)の5%以下の株式等を有する場合 |
| として一定の場合の当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除く。)及び特定株式投資信託の受益 |
| <u>権</u> ① をいう。 |
| 益金不算入割合は、20%€である。 |
| |
| |

問 1 (1)②

(「短期保有」に係るもの)

| _ |
|--|
| 受取配当等の益金不算入の規定は、その配当等の額(みなし配当の額を除く。)の元本である株式等をその |
| 配当等の額の支払いに係る基準日等以前1月以内に取得し①、かつ、その株式等又はその株式等と銘柄を同 |
| じくする株式等をその基準日等後2月以内に譲渡した場合のその譲渡した株式等に係る配当等の額につい |
| ては、適用しない❶。 |
| |
| |
| |

(「自己株式の取得」に係るもの)

| 受取配当等の益金不算入の規定は、内国法人が発行法人による自己株式等の取得が予定されている株式等 |
|--|
| の取得をした場合のその取得をした株式等に係るみなし配当の額●で、その予定されていた事由に基因する |
| ものについては、適用しない●。 |
| |

問 1 (1)③

| 内国法人が <u>関連法人株式等に係る配当等の額を受けるときは、その配当等の額からその配当等の額に係る利</u> |
|--|
| 子の額として一定の計算した金額を控除した金額は、各事業年度の益金の額に算入しない€。 |
| その配当等の額に係る利子の額として一定の計算した金額は、次のいずれかの金額のうち少ない金額 |
| ① とする。 |
| ① 関連法人株式等に係る配当等の額×4% |
| ② その事業年度の支払負債利子の額×10%❶ |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

問 1 (2)(1)

(益金不算入額として算出される金額及びその計算過程)

(1) みなし配当の額

160,000,000-100,000,000*×80%=80,000,000円

※ 400,000,000×0.25=100,000,000円<160,000,000円 ∴ 100,000,000円 **①**

(2) 益金不算入額

80,000,000-80,000,000×5%=<u>76,000,000円</u>**①**

問1 (2)① (続き)

(法的な理由)

(1) みなし配当

法人の株主等である内国法人が<u>資本の払戻しにより金銭等の交付を受けた場合</u>において、<u>その金銭等の額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付基因株式等に対応する部分の金額を超える部分の金額は、</u>剰余金の配当等の額とみなす
・

(2) 外国子会社配当等の益金不算入

内国法人が<u>外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合</u>には、<u>その剰余金の配当等の額から</u> その剰余金の配当等の額の5%相当額を控除した金額は、各事業年度の益金の額に算入しない●。

(3) 外国子会社の意義

次の要件を満たす外国法人をいう。

- ① その外国法人の発行済株式等のうちにその<u>内国法人が保有しているその株式等の占める割合な</u>どが25%以上**①**であること。
- ② ①の状態が剰余金の配当等の額の支払義務確定日以前6月以上継続①であること。

問 1 (2)(2)

(譲渡損益の額として算出される金額及びその計算過程)

(1) 譲渡対価 160,000,000-80,000,000=80,000,000円**①**

- (2) 譲渡原価
 - ① 800,000,000×0.2=160,000,000円
 - ② $\frac{80,000,000}{800,000,000-①} = 12.5\% > 10%$ ∴ 帳簿価額の調整
 - ③ (800,000,000-①—76,000,000) × 0.25=141,000,000円
- (3) 譲渡損

(2)-(1)=61,000,000円**①**

問 1 (2)② (続き) (法的な理由)

| (法的な理由) |
|--|
| (1) 有価証券の譲渡損益 |
| 内国法人は、有価証券の譲渡に係る譲渡利益額(①から②を控除した金額)又は <u>譲渡損失額(②から①</u> |
| <u>を控除した金額)</u> は、その譲渡契約日(剰余金の配当その他の一定の事由によるものである場合には、効 |
| 力発生日その他の一定の日) <u>の属する事業年度</u> の益金の額又は <u>損金の額に算入①</u> する。 |
| ① その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額(みなし配当の額を控 |
| <u>除した金額)</u> |
| ② <u>その有価証券の譲渡原価の額(一単位当たりの帳簿価額×譲渡をした有価証券の数)</u> |
| (2) 資本の払戻しの場合 |
| 内国法人が <u>所有株式を発行した法人の資本の払戻しとして金銭その他の資産の交付を受けた場合</u> |
| における(1)の規定の適用については、(1)②に掲げる金額は、その所有株式の払戻し等の直前の帳 |
| <u>簿価額に払戻等割合を乗じて計算した金額❶</u> とする。 |
| (3) 子会社からの配当を受けた場合の帳簿価額の調整 |
| 内国法人が特定支配関係がある他の法人から配当等の額を受ける場合において、対象配当等の額 |
| が当該他の法人の株式等の帳簿価額の10%相当額を超えるときは、その帳簿価額からその対象配当 |
| 等の額に係る益金不算入相当額を減算した金額とする。❶ |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

問2 (1)

環付請求書の提出期限

令和4年6月29日❷

(算出される法人税額の還付税額及びその計算過程)

還付税額は1,160,000円1

 $\underline{2,320,000} \times \underline{\frac{5,000,000}{10,000,000}} = 1,160,000$ 円**①**

(法的な理由)

(1) 欠損金の繰戻し還付

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、その確定申告書の提出と同時に、<u>納税地の所轄税務署長に対し、次の法人税額の還付を請求するこ</u>とができる●。

<u>還付所得事業年度の法人税額×</u><u>還付所得事業年度の所得金額</u>

- ② 還付所得事業年度とは、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度●をいう。
- (2) 解散の場合

繰戻し還付の原則の規定は、内国法人につき解散(適格合併による解散を除く。)の事実❶が生じた場合において、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度❶又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額(青色申告書を提出した事業年度で生じた欠損金の繰越控除の適用を受けたものを除く。)があるときにおいて準用❶する。

問 2 (2)①

| 清算第1期 | 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで● |
|-------|-------------------------|
| 清算第2期 | 令和4年7月1日から令和4年10月31日まで● |

問 2 (2)②

| 清算第1期 | 中間申告書は清算中のため、提出義務なし● |
|-------|--------------------------|
| | 確定申告書の提出期限は令和4年9月30日まで● |
| 清算第2期 | 中間申告書は清算中のため、提出義務なし |
| | 確定申告書の提出期限は令和4年11月30日まで● |

問2 (3)

(未処理欠損金額に関する課税上の取扱い・法的理由)

(1) 引継ぎ

内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合**①**には、当該他の内国法人のその残余財産の確定の日の翌日前10年(一定の場合は9年)以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額は、その内国法人において生じた欠損金額とみなす**①**。

(2) 引継制限

(1)の未処理欠損金額には、当該他の内国法人と内国法人との間にその残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該他の内国法人の設立の日又はその内国法人の設立の日のうち最も 遅い日から継続して支配関係がある場合に該当しない場合①には、当該他の内国法人の次の欠損金額を 含まない①。

- ① <u>支配関係事業年度</u>(株主等である内国法人と他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度)前の各事業年度で生じた欠損金額**①**
- ② 支配関係事業年度以後の各事業年度で生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額(支配関係 前等から他の内国法人が有していた含み損のある資産の純損失額)相当額からなる部分の金額**①**

問2 (3) (続き)

(株式の譲渡損益の額に関する課税上の取扱い・法的理由)

(1) 譲渡対価の額

内国法人が、<u>所有株式を発行した他の内国法人(その内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。)のみなし配当事由により金銭等の交付を受けた場合その他一定の場合</u>の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額は、譲渡原価の額相当額**①**とする。

(2) 資本金等の額

内国法人がみなし配当事由によりその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から①金銭等の交付を受けた場合又は当該他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。①)のみなし配当の額及び有価証券の譲渡原価の額の合計額からその金銭等の額の合計額を減算した金額相当額は、資本金等の額の減少額①とする。

【合計50点】

〔第二問〕

問

別表四 所得金額の計算に関する明細書

(単位:円)

| 区分 | | ý | 総額 | | 処 | | 分 | | | | |
|--------------|----------------|---|---------|-------|--------------|-----------|-----|---|---|-------|----|
| | | 松田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | | Ą | 刀目 | 保 | 社 | 外 | 流 | 出 | |
| 当期利益又は当期欠損の額 | | * | 48, 200 | , 000 | 48, 200, 000 | | 000 | | | | |
| | 損金経理納税充当金 | * | 19, 800 | , 000 | * | 19, 800, | 000 | | | | |
| | 損金経理法人税及び地方法人税 | * | 10, 297 | , 000 | * | 10, 297, | 000 | | | | |
| | 損金経理住民税 | * | 1, 037 | , 800 | * | 1, 037, 8 | 800 | | | | |
| | 損金経理附帯税等 | * | 8 | , 000 | | | | * | | 8, 0 | 00 |
| | 普通預金 b 計上もれ | * | 50 | , 000 | * | 50, | 000 | | | | |
| | 定期預金 c 計上もれ | * | 1, 000 | , 000 | * | 1, 000, | 000 | | | | |
| 加 | 前払費用計上もれ | * | 15 | , 000 | * | 15, | 000 | | | | |
| 算 | 役員給与損金不算入額 | * | 720 | , 000 | | | | * | 7 | 20, 0 | 00 |
| | 機械装置m減価償却超過額 | * | 1, 252 | , 778 | * | 1, 252, | 778 | | | | |
| | 器具備品n減価償却超過額 | * | 613 | , 334 | * | 613, | 334 | | | | |
| | BTC取得価額計上もれ | * | | 500 | * | | 500 | | | | |
| | 暗号資産譲渡利益額計上もれ | * | 210 | , 624 | * | 210, | 624 | | | | |
| | ETH評価益計上もれ | * | 80 | , 500 | * | 80, | 500 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| 別表四 | g 所得金額の計算に関する明細書 | (続き) | | (単位:円) |
|-----|------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| | | | | |
| 加 | | | | |
| 算 | | | | |
| | 小 計 | 35, 085, 536 | | |
| | 納税充当金支出事業税等 | ★ 2, 855, 000 | ★ 2, 855, 000 | |
| | 貯蔵品 a 計上もれ認容 | ★ 1, 200, 000 | ★ 1, 200, 000 | |
| 減 | 事務所用建物L減価償却超過額認容 | ★ 212, 000 | ★ 212, 000 | |
| | BTC評価損計上もれ | ★ 112, 224 | ★ 112, 224 | |
| 算 | | | | |
| | | | | |
| | 小 計 | 4, 379, 224 | | |
| | 仮 計 | 78, 906, 312 | | |
| 寄图 | 付金の損金不算入額 | 1, 254, 336 | | 1, 254, 336 |
| 控隊 | 余対象外国法人税 | ★ 27,000 | | ★ 27, 000 |
| | 合 計 | 80, 187, 648 | | |
| | | | | ~~~~~~ |
| | | | | |
| | 所得金額又は欠損金額 | 80, 187, 648 | | |

【資料1】に関する事項の計算過程

- 1. 納税充当金支出事業税等 11,200,000- (6,850,000+705,000+790,000) =2,855,000
- 2. 損金経理法人税及び地方法人税 9,060,000+278,400+930,000+28,600=10,297,000
- 3. 損金経理住民税 1,010,000+27,800=1,037,800
- 4. 損金経理附帯税等 5,000+3,000=8,000

【資料2】に関する事項の計算過程

- 1. 普通預金 b 計上もれ 10,000,000×0.100-950,000=50,000
- 2. 定期預金 c 計上もれ 100,000,000×0.100-9,000,000=1,000,000
- 3. 前渡金 d 外貨建資産等に該当しないため換算不要 ★
- 4. 買掛金 e・前払費用計上もれ (106-105) ×20,000 ドルー (106-105) ×20,000 ドル×¹/₄**=15,000

$$\frac{1}{4} > \frac{17}{107}$$
 \therefore $\frac{1}{4}$

| 141 | \ 1)b | D H | | X |
|-----|--------------|------------|--|---|
| | | | | |

| 【資料3】に関する事項の計算過程 |
|--|
| 1. 同族会社の判定 |
| (1) Fグループ |
| F28% + G20% = 48% |
| (2) Hグループ |
| H 5 %+ J 4 %+ K 3 %=12% |
| (3) Iグループ |
| I 5% |
| (4) $(1)+(2)+(3)=65\%>50\%$ ∴ 同族会社 ★ |
| 2. 使用人兼務役員等の判定 |
| 氏名 50%超 10%超 5%超 判 定 |
| _I × 一 一 使用人兼務役員 ★ |
| <u>J O O 役 員★</u> |
| Kは経営に従事となっていないが、役員の親族であるため、特殊関係使用人 |
| 3. 損金不算入給与 |
| (1) F (750,000-700,000) × 4月分=200,000 |
| (2) G 100,000 |
| (3) J 420,000 (4) (1) L (2) L (2) — 720,000 |
| (4) (1)+(2)+(3)=720,000 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

【資料4】に関する事項の計算過程

- 1. 事務所用建物 L
- (1) 償却率の調整

$$0.027 \times \frac{9}{12} = 0.02025 \rightarrow 0.021$$
 (小数点以下 3 位未満切上)

(2) 償却限度額

80, 000, 000 \times 0. 9 \times 0. 021 = 1, 512, 000

(3) 償却超過額認容

1, 300, $000-(2) = \triangle 212$, 000 212, 000 < 296, 000 \therefore 212, 000

- 2. 機械装置m
 - (1) 判定

12,500,000[※]×0.286=3,575,000≥12,500,000×0.08680=1,085,000 ... 償却率の調整 ※ 12,000,000+300,000+200,000=12,500,000

(2) 償却率の調整

0.
$$286 \times \frac{9}{12} = 0.2145 \rightarrow 0.215$$
 (小数点以下 3 位未満切上)

- (3) 償却限度額
 - ① 普通 12,500,000×0.215× $\frac{2}{9}$ =597,222 ★
 - ② 特別 12,500,000×30%=3,750,000
 - (3) (1)+(2)=4,347,222
- (4) 償却超過額

(5.100.000+300.000+200.000) - (3)=1.252.778

- 3. 中小企業者等の少額減価償却資産
 - (1) nとoの選択(どちらも取得価額10万円以上30万円未満)

$$0.375 \times \frac{8}{9} = 0.333 \dots > \frac{9}{36}$$
 oを優先

(2)
$$3,000,000 \times \frac{9}{12} = 2,250,000 \ge 0$$
 820,000 (5台) + n 1,380,000 (6台)

=2,200,000 損金算入 ★

【資料4】に関する事項の計算過程(続き)

- 4. 器具備品n
 - (1) 償却限度額(事業供用事業年度のため調整前償却額が保証額以上)

230, 000 × 4 × 0. 375 ×
$$\frac{8}{9}$$
 = 306, 666

(2) 償却超過額

$$230,000 \times 4 - (1) = 613,334$$

【資料5】に関する事項の計算過程

- 1. 令和4年8.20決済
- (1) 譲渡対価 318.500
- (2) 譲渡原価

4, 528,
$$800 \times \frac{0.05}{0.74} = 306,000$$

(3) 譲渡益計上もれ

$$(1)-(2)=12,500$$

- 2. 令和4年10.5決済
- (1) 譲渡対価 4,186,000
- (2) 譲渡原価

4, 724,
$$100^{*} \times \frac{0.65}{0.77} = 3,987,876$$

 \times 4, 528, 800 - 306, 000 + 501, 300 = 4, 724, 100

(3) 譲渡益計上もれ

$$(1)-(2)=198, 124$$

- 3. 譲渡益計上もれ合計 12,500+198,124=210,624
- 4. BTC評価損計上もれ
- (1) 税務上簿価
 - 4,724,100-3,987,876=736,224

法人税法 解答某

【資料5】に関する事項の計算過程(続き)

- (2) 時価評価
 - $(0.77-0.65) \times 5,200,000=624,000$
- (3) 評価損計上もれ (1)-(2)=112,224
- 5. ETH評価益計上もれ
 - (1) 税務上簿価

 $520,000 \times 8.05 = 4,186,000$

(2) 時価評価

 $530.000 \times 8.05 = 4.266.500$

(3) 評価益計上もれ (2)-(1)=80,500

【資料6】に関する事項の計算過程

- (1) 支出寄附金(内訳★)
 - ① 指定寄附金等 100,000
 - ② 特定公益增進法人等 300,000+200,000=500,000
 - ③ 一般寄附金 800,000
 - ④ 国外関連者 1,000,000
 - ⑤ 合 計 ①+②+③+④=2,400,000
- (2) 損金算入限度額(算式★)
 - ① 一般寄附金の損金算入限度額

[
$$(70,000,000+10,000,000) \times \frac{9}{12} \times \frac{2.5}{1.000} + (78,906,312+(1)) \times \frac{2.5}{100}] \times \frac{1}{4} = 545,664$$

② 特別損金算入限度額

[
$$(70,000,000+10,000,000) \times \frac{9}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (78,906,312+(1)⑤) \times \frac{6.25}{100}] \times \frac{1}{2} = 2,653,322$$

- (3) 損金不算入額(算式★)
 - ① 国外関連者に対するもの 1,000,000
 - ② ①以外

$$(1)(5)-(1)(4)-(1)(1)-*(1)(2)-(2)(1)=254,336$$

※ (1)②<(2)② ∴ (1)②</p>

(3) (1)+(2)=1,254,336

別表一 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分

| 区 | 分金 | 額 | 計 | 算 | 過 | 程 |
|---|-----|-----------------------|---------------------|---|-------------------------------|---|
| 所得金額 又は欠損金額 | 1 | 30, 187, 000 | 【法人税額】 (1) 年800万 | 円以下の金額 | | |
| 法人税額 | | 18, 111, 384 | | 00× <mark>9</mark> =6,000, 円超の金額 | 000 ★ | |
| 法人税額の 特別控除額 | | | 80, 187, | 000-6, 000, 000 | =74, 187, 000 | |
| 差引法人税額 | | 18, 111, 38 4 | (3) 法人税客 (1)×159 | 頁 6 +(2)×23. 2%= | =18, 111, 384 | |
| *************************************** | *** | | 【法人柷額0 | D特別控除額】 | | |
| | | | 4 | 寸象外国法人 税 | 27, 000 | |
| 法人税額計 | | 18, 111, 38 4 | | 艮度額(算式★) 1,384× <mark>270,00</mark> 80,187. | $\frac{0^{*}}{640}$ = 60, 982 | |
| 控除税額 | | 27, 000 | * 1 | 243, 000 + 27, 0 | 00=270,000 | |
| 差引所得に対する 法人税額 | | 18, 084, 300 未満切捨) | 3 | ①<② ∴ | | 3 |
| 中間申告分の 法人税額 | * | 9, 060, 000 | (3) (1)< | (2) 27, 0 | 000 | |
| 差引確定 法人税額 | | 9, 024, 300 | 完了★ | | | |

配点:★1つにつき1点

【合計50点】

第72回 税理士試験 法人税法 講評

第一問

本年の理論問題は、質疑応答事例が出題された昨年とは打って変わって、規定中心の問題でした。 理論サイクル的には短期間での出題となったみなし配当及び受取配当等の益金不算入制度ですが、 重要な規定であることには違いありませんので、上位者は、確実に点数を取ると思われます。部分 的に解答困難な箇所もありましたが、ネットスクールでは、難易度が比較的高いと思われる解散の 場合の欠損金の繰戻還付については、的中となりました。

第二問

一見難しそうに見えるところも、解答不能と思われるところは、特にありません。ただ、ある程 度、ボリュームが多いため、正確性及びスピード力がある方が有利になったと思われます。

もちろん、合格点は満点でありませんので、難易度が比較的高いところを飛ばして、難易度が低いところで失点を極力少なくしていくのが、合格への鍵となります。

予想合格ボーダーライン

以上より、予想合格ラインは次のとおりと考えられます。詳しくは、8月5日20時からの解答速報会でご説明いたします。

| 第一問 | 第二問 | 合 計 |
|--------|--------|--------|
| 35~40点 | 34~38点 | 69~78点 |

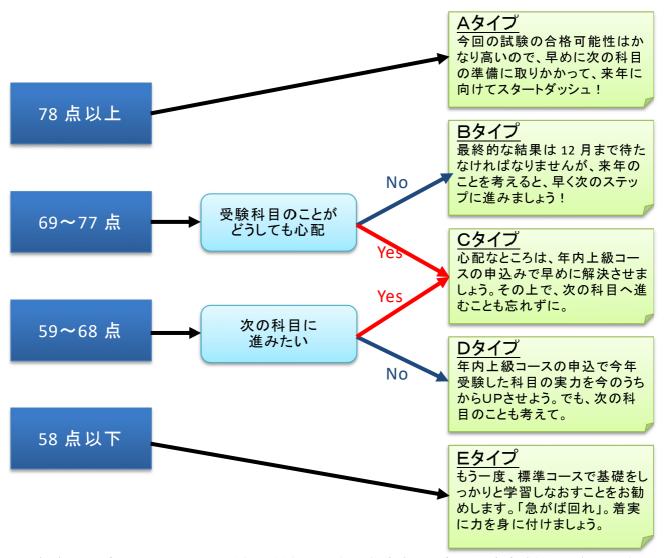
次ページに、次年度に向けた自己採点結果・タイプ別コースガイド掲載中!





第73回税理士試験受験に向けたコース案内

第72回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験も終わり、第73回税理士試験受験に向けた準備のスタートです。第73回税理士試験受験に向けた科目選択やコース選択の悩みを解消するため、フローチャートで確認してみて下さい。なお、下記に示す点数は、ネットスクールの予想配点に基づくものになります。



(注) 配点によって、上記分析は異なります。本試験の配点は、試験委員のみ知るとなります。

第72回税理士試験に向けた受験対策講座は、令和4年8月29日より、各科目順次開講します。

ネットスクールでは、みなさんの合格へのサポートを経験豊富な講師陣を中心に行っていきます。ご受講、お待ちしております。



[第一問]

問1 配当等を受け取った場合の課税上の取扱い

(1) 受取配当等の益金不算入制度

基本的に理論集どおりに解答することになります。

関連法人株式等に係る益金不算入については、答案用紙のスペースから控除負債利子の計算について、計算の知識から解答するのが好ましいです。

(2) 事例問題

① みなし配当(資本の払戻し)に係る益金不算入額の計算及び法的な理由

当期に受け取った資本の払戻し(令和4年10月1日)について、次の計算をします。

資本の払戻しによる - 払 戻 等 対 応 \times 払戻等に係る当社所有株式数 交 付 金 銭 等 の 価 額 - 資本金額等 *1 \times 発行済株式総数

※1 払戻法人の払戻直前の資本金等の額×払戻割合^{※2}=××

≥払い戻しにより減少した資本剰余金の額 ∴ いずれか少

本問は、外国子会社からのみなし配当のため、その配当等の額からその配当等の額の5%相当額を控除した金額が益金不算入となります。

法的な理由は理論集どおり解答します。

② ①に伴う有価証券の譲渡損益

資本の払戻しを受けた場合には、有価証券を部分的に譲渡したものと考え、譲渡原価を計上し、 譲渡損益を認識することになります。資本の払戻し後における税務上の帳簿価額は、次の算式に より計算します。

払戻し直前の帳簿価額 - 払戻し直前の帳簿価額×払戻割合

ただし、本問の場合は、まず、払戻し直前の帳簿価額を計算しなければなりません。

当初帳簿価額は800,000,000円でしたが、前期においても資本の払戻しを受けているため、前期の資本の払戻しに係る譲渡原価を求めて、払戻し直前の帳簿価額を計算します。

イ 前期の資本の払戻しに係る譲渡原価

800,000,000 \times 0.2=160,000,000 \boxplus

ロ 払戻し直前の帳簿価額

800,000,000- \checkmark =640,000,000円

ハ 子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応

内国法人が他の法人から配当等の額を受ける場合において、対象配当等の額(本間は外国子会社配当等の額80,000,000円)が当該他の法人の株式等の帳簿価額(本間の場合は当初取得価額800,000,000円から前期の譲渡原価の160,000,000円を控除した金額)の10%相当額を超えるときは、その株式等のその基準時の直前における帳簿価額は、その帳簿価額からその対象配当等の額に係る益金不算入相当額(本間は76,000,000円)を減算した金額とされます。

ただし、対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が2,000万円を超えない場合は、適用除外となります。

ニ 当期の資本の払戻しに係る譲渡原価

 $(640,000,000-76,000,000) \times 0.25=141,000,000$

法的な理由は、基本的に理論集どおり解答しますが、資本の払戻しの場合は、計算の知識で解答します。

問2 解散した場合の課税関係

(1) 欠損金の繰戻し還付(解散の場合の欠損金の繰戻し還付のため、中小法人以外でも適用可です。)

① 繰戻し還付の原則の準用

繰戻し還付の原則の規定は、内国法人につき解散(適格合併による解散を除く。)、事業の全部の譲渡、更生手続開始その他一定の事実が生じた場合において、その事実が生じた日(本間の解散の日は令和3年6月30日です。)前1年以内に終了したいずれかの事業年度(本間の場合は令和2年4月1日~令和3年3月31日の事業年度)又は同日(本間の解散の日は令和3年6月30日です。)の属する事業年度(本間の場合は令和3年4月1日~令和3年6月30日の事業年度)において生じた欠損金額(青色申告書を提出した事業年度で生じた欠損金の繰越控除の適用を受けたものを除く。)があるときにおいて準用されます。

本問の場合は、令和3年4月1日~令和3年6月30日の事業年度の前事業年度は、欠損金が生じているため、還付所得事業年度とすることはできません。一方、令和2年4月1日~令和3年3月31日の事業年度の前事業年度は、還付所得事業年度となり、繰戻し還付の適用を受けることができます。

② 申告要件

この場合において、還付の請求をすることができる期限は、その事実が生じた日(本間の解散の日は令和3年6月30日です。)以後1年(本間の場合は令和4年6月29日となります。)以内とされ、また、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書ある確定申告書を提出している場合に限り適用とされています。

(2) 清算中の事業年度

① 事業年度の特例

会社法上、株式会社が株主総会の決議により解散した場合は、解散の日の翌日から解散の日の(1年後の) 応当日までが清算事務年度となります。法人税法上のいわゆる「清算事業年度」(条文上は「事業年度の特例」)は、会社法上の清算事務年度と一致させています。

また、残余財産の確定の日が法人の最後の日となります。

② 申告書の提出期限

清算中のため、中間申告書の提出義務はありません。

清算第1期の確定申告書の提出期限は、1月延長があることに注意が必要です。

清算第2期の確定申告書の提出期限は、残余財産が確定した場合の提出期限となります。この場合は、1月延長は認められません。

(3) 未処理欠損金額に関する課税上の取扱い及び所有している残余財産確定法人の発行株式の取扱い 完全支配関係があるグループ法人内の法人について、残余財産が確定した場合には、欠損金額が引

継がれることになります。

完全支配関係がある子法人が清算した場合のその子法人株式の譲渡損益については、その子法人株式を簿価で譲渡したものとして、親法人で譲渡損益(清算損)を認識しないこととされています。その代わりに、清算する子法人の残余財産が確定した場合に、その子法人に繰越欠損金があるときは、親法人においてその繰越欠損金を引き継げることとなっています。

すなわち、完全支配関係がある清算法人の残余財産が確定した場合には、その繰越欠損金を清算法 人の株主等に引き継ぐこととされていますが、一定の場合には繰越欠損金の引継制限の規定が設けら れています。

残余財産が確定した子法人の欠損金額について、子法人の株主等である親法人と子法人との間の支配関係(発行済株式の50%超を直接又は間接に保有する関係)が5年前の日からある場合等を除き、次のイ及び口に相当する欠損金額は、親法人のその残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度においてないものとされています。

清算子法人の前10年(一定の場合は9年)内事業年度において生じた欠損金額のうち、

- イ 支配関係事業年度 (株主等である親法人と子法人との間に最後に支配関係があることとなった 日の属する事業年度) 前の各事業年度で生じた欠損金額
- ロ 支配関係事業年度以後の各事業年度で生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額(支配関係 前から親法人又は子法人が有していた含み損のある資産の純損失額)相当額からなる部分の金額

[第二問]

出題概要

(1) 前提の確認

- ① 業 種→製造業
- ② 資本金、資本準備金 →資本金70,000,000円、資本準備金10,000,000円
- ③ 会 社 区 分 → 大法人による完全支配関係がないため、当社は中小法人に該当します。 また、青色申告書を提出し、大規模法人に支配されていないため、当社は 中小企業者等にも該当します。

(2) 出題形式

本問は、別表四、別表一型です。

資料1

(1) 納税充当金支出事業税等

納税充当金取崩額—(納税充当金取崩納付法人税本税+納税充当金支出地法人税本税+納税充当金 取崩納付住民税本税)

(2) 損金経理附帯税等

本問の場合は、修正申告に係る法人税の延滞税と事業税の延滞金が該当します。

資料2

(1) 普通預金 b、定期預金 c

短期外貨建資産等又は短期外貨預金に該当し、換算方法を選定していないため、期末時(本間の期 末は休日のためその前日時)換算法によります。

(2) 前渡金d

外貨建資産等に該当しないため、換算不要です。

(3) 買掛金 e・前払費用計上もれ

為替予約をしており、短期外貨建資産等ですが、問題文に一括計上しない旨が書かれています。 また、為替予約は、原則、日数計算ですが、本間は月数計算の方が有利となります。

資料3

同族会社の判定及び役員等の判定は、解答をご参照ください。

役員給与の損金不算入の計算は次のとおりです。なお、本間は、不相当に高額な部分はないと問題文にあることから、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものが損金不算入となります。

(1) F

700,000円から750,000円への改定は、通常改定、臨時改定事由による改定及び業績悪化改定事由による改定のいずれにも該当しないものとなります。

(2) G

問題文に役員給与に該当するとあり、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれ にも該当しないため、損金不算入となります。

(3) J

使用人兼務役員となれない役員に該当し、使用人分賞与を支給していることから、その使用分賞与 は、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないため、損金不算入と なります。一方、使用人分給与は、定期同額給与に該当します。

(4) H

保険料の会社負担は、定期同額給与に該当します。

資料4

事業年度が1年未満のため、償却率等の調整が必要です。また、償却方法を選定していないため、法 定償却方法によります。

(1) 事務所用建物 L

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物であるため、償却方法は旧定額法です。

(2) 機械装置m

平成24年4月1日以後取得の建物、建物付属設備及び構築物以外の有形減価償却資産の法定償却方法は、200%定率法です。

また、当期に事業供用したため、月数按分に注意が必要です。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産

本問は、常時使用する従業員の数が500人以下の中小企業者等であり、適用除外事業者に該当しないため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の適用があります。

ただし、年300万円(本間は225万円)以下に限られるため、法人有利に適用資産の選択をします。

資料5

暗号資産(旧仮想通貨)で市場暗号資産に該当するため、短期売買商品の取扱いと同様となります。

(1) 取得価額

令和4年9月14日取得に係る売買手数料は、取得価額に算入すべき付随費用です。

(2) 譲渡損益

選定の届出をしていないため、法定算出方法である移動平均法によります。当社では譲渡損益を計上していないため、税務上の譲渡損益分を別表四で調整します。なお、交換も譲渡に該当します。

(3) 評価損益

BTCについては、税務上の簿価を計算し、当社は評価損益を計上していないため、時価評価金額と比較し、差額を調整します。

ETHについては、8.05あり、@520,000で取得していますが、期末時の時価は@530,000となっています。

資料6

- ① 指定寄附金等 T県立U高等学校100,000
- ② 特定公益增進法人等 社会福祉法人 P300,000+株式会社 S新聞社200,000=500,000
- ③ 一般寄附金 宗教法人Q神社800,000
- ④ 国外関連者 外国法人R社1,000,000
 - (注) 海外で発生した震災に際しての義援金は、義援金配分委員会に拠出されるものではなく、日本 赤十字社に拠出されるものであるため、特定公益増進法人に対する寄附金となります。

第73回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 72 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第 73 回税理士 試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、試験翌週より令和5年度(第 73 回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つ イベントを YouTube で無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第 73 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール ※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信の みとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTube のチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

| 科目 | 配信日程 |
|-----------|----------------|
| 簿記論•財務諸表論 | 8月9日(火)19:30~ |
| 消費税法 | 8月10日(水)19:30~ |
| 法人税法 | 8月9日(火)19:30~ |
| 相続税法 | 8月12日(金)19:30~ |
| 国税徴収法 | 8月28日(金)公開予定 |

【開講オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。 WEB 講座の受講の参考にして頂く よう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

| 科目 | 配信日程 |
|-----------|--------------|
| 簿記論•財務諸表論 | 8月30日(火)公開予定 |
| 消費税法 | 9月1日(水)公開予定 |
| 法人税法 | 9月2日(木)公開予定 |
| 相続税法 | 9月5日(月)公開予定 |
| 国税徴収法 | 9月5日(月)公開予定 |

【無料体験講義】

各科目の初回 OUTPUT 講義の様子も、YouTube で公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみて下さい。

| 科目 | 配信日程 |
|-------|--------------|
| 簿記論 | 9月6日(木)公開予定 |
| 財務諸表論 | 9月9日(金)公開予定 |
| 消費税法 | 9月12日(月)公開予定 |
| 法人税法 | 9月12日(月)公開予定 |
| 相続税法 | 9月12日(月)公開予定 |
| 国税徴収法 | 9月22日(木)公開予定 |



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな がら実力派講師の講義が受けられます。

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているので、受講期間内で あれば、後から好きな時に繰り返し見直せます。

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信 料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は こちら

詳細はネットスクールホームページ

をご覧下さ

https://www.net-school.co.jp/ または『ネットスクール』で検索!

